

千葉県告示第955号

法定外道路の路線の指定に関する告示

千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第2条の規定により法定外道路の路線を次のとおり指定しましたので、同条例第3条第1項の規定により告示します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、この告示の日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年11月22日

千葉市長 神谷俊一

1 路線名及び指定区間

路線名	指定区間	
	起点	終点
指定道路 千葉寺町14号線	中央区千葉寺町287番から	中央区千葉寺町285番1まで
指定道路 大巖寺町17号線	中央区大巖寺町139番13から	中央区大巖寺町152番まで

2 指定期日 令和5年11月22日